

**「熊本都市計画都市高速鉄道九州旅客鉄道鹿児島本線・豊肥本線
(連続立体交差事業)に係る環境影響評価準備書」に関する
熊本県意見**

[大気環境]

< 振動・騒音 >

本事業において振動・騒音は、重要な環境要素である。今後、具体的な設計や事業実施に当たっては、可能な限りその影響の低減に努める必要がある。

なお、工事実施時や列車の仮線走行時及び供用後の調査を実施し、環境への影響が著しいと認められた場合、更なる環境保全措置を検討する必要がある。

[水環境]

コンクリート工事による河川や地下水へのアルカリ排水の影響が生じないようにするため、工事実施に当たっては、入念な施工管理を実施するとともに調査を実施し、環境への影響が著しいと認められた場合、更なる環境保全措置を検討する必要がある。

[土壌に係る環境その他の環境]

< 地盤沈下 >

事業実施区域には軟弱な地盤が存在しているため、今後、具体的な設計や事業実施に当たっては、地盤沈下に十分留意して行う必要がある。

[動物・植物・生態系]

生育地が縮小又は消失するカワジシャとホウライシダの移植については、専門家の意見を参考に慎重に検討する必要がある。

鉄道と交差している水路で、全国的に絶滅の危険が増大しているメダカが確認されている。水路の付け替えに当たっては、多自然型工法を用いるなど、その生息について十分配慮する必要がある。

[景観]

今後、具体的な設計や事業実施に当たっては、更に圧迫感の低減や周辺景観との調和を図り、できる限り環境影響を低減できるよう、関係機関と十分協議する必要がある。

〔文化財〕

埋蔵文化財の試掘に当たっては、熊本県教育庁文化課及び熊本市の教育委員会と十分協議する必要がある。

上熊本駅本屋をはじめとして、熊本県近代化遺産として挙げられている建築物は、景観資源、歴史的・文化的資源として重要なものである。関係機関と協議し、移築や記録等の利活用について検討する必要がある。

〔その他〕

本事業の実施区域周辺では、九州新幹線整備、熊本駅西土地区画整理、都市計画道路等の事業が計画されている。本事業は、これらの事業と関連することから事業実施に当たっては、関係機関等と十分協議し、工事の時期等や工事用車両の走行ルートを分散するなど、振動・騒音等の環境への影響低減に十分配慮する必要がある。

評価書の作成に当たっては、使用する用語の定義付けを明確に行ったうえで使用するなど、更なる的確な記述に努めること。また、引用したデータや文献等については、正確に記載し、どの資料等によるものか、その出典や根拠を明確にすること。

評価書全体の記述に関しては、更に文書体系を整理して、読みやすい構成とするよう努めること。重要な項目の説明については、関係する各項で詳細に記述し、理解を助ける努力を行うこと。